

● 規程改正の概要

要 旨	<p>会計年度任用職員制度の導入に伴う激減緩和のため、会計年度任用職員就業規則の一部改正を行うほか、その他規程の整備を行う。</p>
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則の一部改正 (規程第●号)</p> <p>1 令和2年6月期の期末手当に関する特例措置 会計年度任用職員制度導入に伴い、令和元年度から令和2年4月1日以降引き続き会計年度任用職員として在職する職員の6月期の期末手当の算定においては、令和2年3月31日までの勤務期間は考慮されないこととなる。 これにより、当該職員に対する年間ベースの総支給額は、平年ベースと比して約2%程度減少することとなることから、激減緩和措置を講じる。</p> <p>(1) 影響額等 概算額 31,458千円 対象者 210人程度</p> <p>(2) 内容 ・令和2年6月1日を基準日として、旧制度(臨時職員就業規則)により算出した特別賃金の額と、新制度により算出した期末手当の額を比較し、大きい額を期末手当として支給する。 ・旧制度による特別賃金の算出に用いる日額は、当該職員が令和2年3月31日に適用を受けていた金額とする。 ・対象者は、令和2年3月31日までに在職していた臨時職員就業規則を適用する職員で、同年4月1日から引き続き基準日現在も在職している職員とする。</p> <p>2 その他 規程の整備</p>
施行期日	<p>令和2年4月1日から施行する。</p>

会計年度任用職員就業規則 新旧対照表 (令和2年4月1日施行)

新	旧
<p>(報酬)</p> <p>第30条 会計年度任用職員の報酬の額は、次項から第6項までの規定により算定した報酬額のほか、給料の調整額及び地域手当、初任給調整手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当に相当する報酬の額の合計額とする。</p> <p>2 月額で報酬を定める会計年度任用職員の報酬額は、第23条により決定された給料月額（以下「給料月額」という。）に、当該会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>3 日額で報酬を定める会計年度任用職員の報酬額は、給料月額を21で除して得た額に、当該会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 時間額で報酬を定める会計年度任用職員の報酬額は、給料月額を162.75で除して得た額とする。</p> <p>6 略</p> <p>7 会計年度任用職員の給料の調整額に相当する報酬については、</p>	<p>(報酬)</p> <p>第30条 会計年度任用職員の報酬の額は、次項から第6項までの規定により算定した報酬の基本額のほか、 <u>初任給調整手当及び特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当に相当する報酬の額の合計額とする。</u></p> <p>2 月額で報酬を定める会計年度任用職員の報酬の基本額は、第23条により決定された給料に、<u>地域手当の額を加算した額（以下「基準月額」という。）</u>に、当該会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>3 日額で報酬を定める会計年度任用職員の報酬の基本額は、<u>基準月額を21で除して得た額に、当該会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 時間額で報酬を定める会計年度任用職員の報酬の基本額は、<u>基準月額を162.75で除して得た額とする。</u></p> <p>6 略</p>

職員給与規程の例により支給する。

(各種手当に相当する報酬)

第31条 会計年度任用職員の地域手当及び初任給調整手当 _____
_____, 特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当に相当する報酬については、職員給与規程の例により支給する。

2～3 略

附 則 (規程第●●号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 前条に規定する施行日の前日において地方独立行政法人山梨県立病院機構臨時職員等就業規則（以下「臨時職員等就業規則」という。）の適用を受けていた職員に令和2年6月に支給する期末手当の額は、臨時職員等就業規則第21条を準用し理事長が定めるところにより算定される額（以下「旧算定額」という。）とする。ただし、旧算定額が第29条により算定された額を超えないときは、第29条により算定された額を支給する。

(各種手当に相当する報酬)

第31条 会計年度任用職員の _____ 初任給調整手当及び通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当に相当する報酬については、職員給与規程の例により支給する。

2～3 略

別表 5 (会計年度任用職員専攻医等給料表 第 24 条関係)

職務の 級	1 級	備考
号給	給料月額	
1	444,500	3 年未満
2	480,300	3 年以上 4 年未満
3	525,800	4 年以上

医師として勤務した経験年数の区分に応じた号給とする。

別表 6 (会計年度任用職員研修医給料表 第 24 条関係)

職務の 級	1 級	備考
号給	給料月額	
1	299,800	第 1 年次研修医
2	309,500	第 2 年次研修医

別表 7 (職種別の職務の級及び号給 第 25 条関係)

一～二 略

三 医療職給料表 (二)

職種	職種の種類	学歴免許等		基礎号給		上限	
		号給	職務の級	号給	職務の級	号給	職務の級

別表 5 (会計年度任用職員専攻医等給料表 第 24 条関係)

職務の 級	1 級	備考
号給	給料月額	
1	442,600	3 年未満
2	478,400	3 年以上 4 年未満
3	523,900	4 年以上

医師として勤務した経験年数の区分に応じた号給とする。

別表 6 (会計年度任用職員研修医給料表 第 24 条関係)

職務の 級	1 級	備考
号給	給料月額	
1	297,900	第 1 年次研修医
2	307,600	第 2 年次研修医

別表 7 (職種別の職務の級及び号給 第 25 条関係)

一～二 略

三 医療職給料表 (二)

職種	職種の種類	学歴免許等		基礎号給		上限	
		号給	職務の級	号給	職務の級	号給	職務の級

技術補助	略	略	略	略	略	略	略	略	略
技術補助	臨床検査技師、 放射線技師、臨 床工学技士、理 学療法士、作業 療法士、言語聴 覚士、視能訓練 士	略	大学卒	略	2	略	1	略	略
	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

四 略

五 技能労務職給料表

職種	職種の種類	学歴免 許等	基礎号給		上限	
			職 務 の 級	号 給	職 務 の 級	号 給
業務補助	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略
	院内警備	中学卒	1	69	1	69

技術補助	略	略	略	略	略	略	略	略	略
技術補助	臨床検査技師、 放射線技師、臨 床工学技士、理 学療法士、作業 療法士、言語聴 覚士、視能訓練 士	略	大学卒	略	2	略	1	略	略
	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

四 略

五 技能労務職給料表

職種	職種の種類	学歴免 許等	基礎号給		上限	
			職 務 の 級	号 給	職 務 の 級	号 給
業務補助	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略
	院内警備	中学卒	1	61	1	61

第2号様式(第8条関係)

病院長殿

理事長

第 年 月 日

印

会計年度任用職員任用(任用更新)承認決定について(通知)

年 月 日 付 第 号で内申のあったことについては、次のとおり任用を決定した。

記

従事させようとする 事業又は事務の内容	職種	任用(更新)期 間	氏名	給料または 報酬	備考

第2号様式(第8条関係)

病院長殿

理事長

第 年 月 日

印

会計年度任用職員任用(任用更新)承認決定について(通知)

年 月 日 付 第 号で内申のあったことについては、次のとおり任用を決定した。

記

従事させようとする事業又は事務の内容	職種	任用(更新)期 間	氏名	給料月額または報酬の 基本額	備考

第3号様式 (第8条関係)

第 号
年 月 日
氏 名

発 令 通 知 番

地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則に基づき、下記条件で任用します。

記

- 1 勤務場所
- 2 業務内容
- 3 勤務態様
- 4 給料または報酬
- 5 任期 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 その他

年 月 日

地方独立行政法人山梨県立病院機構

理事長 小 俣 政 男 印

第3号様式 (第8条関係)

第 号
年 月 日
氏 名

発 令 通 知 番

地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則に基づき、下記条件で任用します。

記

- 1 勤務場所
- 2 業務内容
- 3 勤務態様 1週について 時間で 日とする。
- 4 給料月額または報酬の基本額
- 5 任期 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 その他

年 月 日

地方独立行政法人山梨県立病院機構

理事長 小 俣 政 男 印

